第三条　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十六号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～四十　略］

四十一　前条第四十五号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、剰余金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、子ども・子育て支援資金」

四十二　前条第四十六号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

国土交通大臣　金子　恭之

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　権利取得者の国籍等（自然人にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。次号イにおいて同じ。） 二　権利取得者が法人である場合には、次に掲げる事項 イ　その代表者の国籍等 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる事項 (1)　同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合　当該国籍等 (2)　同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合　当該国籍等 三・四　（略）	（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国） （新設） 二・三　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。